(a) データへのアクセスを認めることによって、データ提供者もしくは他の人（医療専門家も含む）の身体や精神あるいは状況に重大な害を起こす可能性が高い場合；

(b) アクセスの要請が子供に代わる親のような、データ提供者に代わって他の人物からなされる場合、データ提供者が申請者に開示されないという見込みで情報を提供したり、開示すべきでないことを示していた、あるいは情報を開示しないという前提で提供者が同意した研究や調査の結果としてデータを入手した場合、アクセスを拒否することができる。

４．上記パラグラフ 3 iv(a)で免除が適用されるか決定する前に、医療専門家以外のデータ管理者は、データ提供者を被験者とした臨床ケアを担当する医療専門家と協議しなければならない；あるいは専門家が 2 人以上いる際は、最も適切かつ連絡が取れる医療専門家に相談しなくてはならない。もし専門家が一人もないか、あるいは関連するデータが (c) (ii) 規定に明記されたある特定の社会保障問題についてのものであれば、要求された情報の問題に関して、アドバイスするべき必要な資格と経験を持つ医療専門家の意見を聞かねばならない。

アクセス要請への対応

５．アクセスの要請は書面にて行い、理由を書く必要はない。適用可能な免除に従い、申請者には情報のコピーを与え、データがすぐには理解しづらい場合には説明が（例えば省略や医療の専門用語）必要である。データ管理者はこの説明に対して代金を請求してはならないが、申請とコピーに対しては請求が可能である。

5.1 提供者のアクセス料金に関する規則が 2001 年 10 月 24 日までの間については、合意に至っており、内務省のウェブサイト
http//www.homeoffice.gov.uk/ccpd/dpsafmsi.htm で一般に公開されている。この規則では 2001 年 10 月 24 日までの暫定期間中は、医療記録へのアクセスに対しては、最大 50 ポンド請求することができる。

5.2 データ管理者は申請者がデータ提供者か、あるいは提供者に代わる代理である場合、その人物に申請する権限があるか確認する資格がある。

5.3 コピーを提供する義務は、データ提供者が他の方法での提供に同意するあるいは、探している資料のコピーを提供できないかもしくは、そうすることで余分な負担を課すことになる場合（例えば論文が破棄されたか、あるいは国じゅうに広まるなど）、無効となる。

5.4 しかしながら、本人が全記録にアクセスすることを望まない場合もあり、そのためにNHS 団体は要求を処理する前に申請者の要求する資料を確認して、申請者に渡すコピーのコストと不必要な負担を抑えようと考える場合もある。

5.5 法令では直接記録を点検する特別な権利を規定しないが、但し点検はデータ提供者とデータ管理者の合意があれば認められる。保健省では、こうした要請は上記のパラグラフ３でリストされた免除を条件として受け入れるべきと、依然考えている。

5.6 アクセスの要請にはすぐに対処すべきであり、要請と料金（そして申請者の身分証明あるいは適度にデータ管理者によって正当な理由から要請される情報の場所についての追加

情報）をデータ管理者が受理して40日を越えてはならない。例外的な事情でもし遵守がこの期間の内にできない場合、申請者に対し適切な助言を行うべきである。

5.7 アクセス要請が以前応じられたことがある場合、法令はデータ管理者が、合理的な間隔が前の遵守から経過しなかった場合、次の同一か、あるいは類似の要請に対処しないことを許可する。「合理的な間隔」の定義はないがデータの内容、修正される頻度や処理の理由などについて配慮すべきである。 要請の理由がこれに関わる場合もある。

修正権

６．データ提供者が自分について記録されたデータが不正確であると信じる場合、法廷に命令を要求、あるいは DPC に実行通知を求めることができ、いずれかの機関が不正確なデータとそれに基づく意見の表現に対し修正、ブロック、消去、破棄を要求することができる。

７．しかしながらデータが不正確であっても、データ提供者か他の人物から与えられた情報を正確に記録したものであれば、法廷や委員会は代わって、法廷/委員によって認可される真実の声明によって、記録を実行するように命じることができる。

パート4 ― 通知とセキュリティ

第5部 更なる情報のソース

NHS 情報局

１．1998 のデータ保護法の原則７では、「個人データの無認可、違法な処理、および個人データの不測の紛失あるいは破壊や損害に対して適切な技術的、組織的方策を講じる」と明記している。

NHS 情報局は、患者ケアや住民の健康改善に対する情報の有効性を最大限に活用しながら、NHS の個人のプライバシー保護活動に協力する。情報局の目的は、NHS が情報とその使用に関連するリスクを効果的に管理できるようにすることである。

当局は NHS 組織が新しい法令のこうした面を実行する補助手段を提供している。

利用されている関連リソースは、活動の以下の３つのメインエリアに絞られる：

・研修と啓発イベントによってセキュリティー文化を開発し、これまで以上に電子メディアによって研修資材を供給していく。

・NHS のセキュリティーおよびデータ保護に対する国家政策、規範、最善の業務の発展と交付に貢献する。

・ヘルプデスク（電話番号：0121 625 2711）、助言サービスと事故報告計画を通して NHS のセキュリティーリスク管理を補助する。

NHS 組織の 1998 年のデータ保護法への理解と実践を補助する素材には、以下のものが含まれると予想される：

・NHS ウェブでニュース掲示板

・よく聞かれる質問の公開

・活動のポイントとチェックリスト

・ニューズレター

更なる情報は下記から入手できる：

セキュリティー&データ保護プログラム
NHS 情報局
15、フレデリック通り
エッジバストン
バーミンガム B15 1JD
電話番号：0121　625　2711
ファクス：0121　625　1999

データ保護法 1998

adobe（外部のリンク）